

## 「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表

「中小企業の会計に関する指針」を次のように一部改正した。

### 【総論】

改正指針（平成 29 年 3 月 9 日）	旧指針（平成 28 年 1 月 26 日）
<p><b>中小企業の会計に関する指針</b></p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 1 日</p> <p>改正 平成 18 年 4 月 25 日</p> <p>改正 平成 19 年 4 月 27 日</p> <p>改正 平成 20 年 5 月 1 日</p> <p>改正 平成 21 年 4 月 17 日</p> <p>改正 平成 22 年 4 月 26 日</p> <p>改正 平成 23 年 7 月 20 日</p> <p>改正 平成 25 年 2 月 22 日</p> <p>改正 平成 26 年 2 月 3 日</p> <p>改正 平成 27 年 4 月 21 日</p> <p>改正 平成 28 年 1 月 26 日</p> <p><u>最終改正</u> 平成 29 年 3 月 9 日</p> <p style="text-align: center;">日本税理士会連合会 日本公認会計士協会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p>	<p><b>中小企業の会計に関する指針</b></p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 1 日</p> <p>改正 平成 18 年 4 月 25 日</p> <p>改正 平成 19 年 4 月 27 日</p> <p>改正 平成 20 年 5 月 1 日</p> <p>改正 平成 21 年 4 月 17 日</p> <p>改正 平成 22 年 4 月 26 日</p> <p>改正 平成 23 年 7 月 20 日</p> <p>改正 平成 25 年 2 月 22 日</p> <p>改正 平成 26 年 2 月 3 日</p> <p>改正 平成 27 年 4 月 21 日</p> <p><u>最終改正</u> 平成 28 年 1 月 26 日</p> <p style="text-align: center;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p>

改正指針（平成 29 年 3 月 9 日）	旧指針（平成 28 年 1 月 26 日）
<p><b>【総論】</b></p> <p>（略）</p> <p><b>【各論】</b></p> <p>金銭債権（10-16）</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金（17・18）</p> <p>有価証券（19-24）</p> <p>棚卸資産（25-29）</p> <p>経過勘定等（30-32-2）</p> <p>固定資産（33-39）</p> <p>繰延資産（40-44）</p> <p>金銭債務（45-48）</p> <p>引当金（49-52）</p> <p>退職給付債務・退職給付引当金（53-58）</p> <p>税金費用・税金債務（59-61）</p> <p>税効果会計（62-67）</p> <p>純資産（68-72）</p> <p>収益・費用の計上（73-75）</p> <p>リース取引（75-2-75-4）</p> <p>外貨建取引等（76-80）</p>	<p><b>【総論】</b></p> <p>同左</p> <p><b>【各論】</b></p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>固定資産（33-38）</p> <p>繰延資産（39-43）</p> <p>金銭債務（44-47）</p> <p>引当金（48-51）</p> <p>退職給付債務・退職給付引当金（52-57）</p> <p>税金費用・税金債務（58-60）</p> <p>税効果会計（61-66）</p> <p>純資産（67-71）</p> <p>収益・費用の計上（72-74）</p> <p>リース取引（74-2-74-4）</p> <p>外貨建取引等（75-79）</p>

改正指針（平成 29 年 3 月 9 日）	旧指針（平成 28 年 1 月 26 日）
<p>組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）（<u>81</u>・<u>82</u>）  個別注記表（<u>83</u>—<u>86</u>）  決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示（<u>87</u>—<u>89</u>）  （項目削除）</p>	<p>組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）（<u>80</u>・<u>81</u>）  個別注記表（<u>82</u>—<u>85</u>）  決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示（<u>86</u>—<u>88</u>）  <u>今後の検討事項（89）</u></p>

【各 論】

改正指針（平成 29 年 3 月 9 日）	旧指針（平成 28 年 1 月 26 日）
<p>[有価証券]  要 点  ➤ （略）  ➤ 有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。ただし、「<u>その他有価証券</u>」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額（第 <u>62</u> 項参照））は純資産の部に計上する。  ➤ （略）</p>	<p>[有価証券]  要 点  ➤ 同 左  ➤ 有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。ただし、「<u>その他有価証券</u>」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額（第 <u>61</u> 項参照））は純資産の部に計上する。  ➤ 同 左</p>
<p>[固定資産]  <u>39. 敷金</u>  敷金は、取得原価で計上する。このうち、建物等の賃貸借契約に</p>	<p>[固定資産]  （項目追加）</p>

改正指針（平成 29 年 3 月 9 日）	旧指針（平成 28 年 1 月 26 日）
<p><u>において返還されないことが明示されている部分の金額については、税法固有の繰延資産に該当し、賃貸借期間にわたって償却する。</u></p> <p><u>また、返還されないことが明示されていない部分の金額については、原状回復義務の履行に伴い回収が見込まれない金額を合理的に見積ることができる場合は、当該金額を減額し、費用に計上する。</u></p> <p><b>【関連項目】</b>  会社計算規則第 5 条第 2 項、第 3 項第 2 号、第 153 条第 2 項  企業会計原則 第一・五、注解 3  企業会計原則 第三・五  固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会）  研究開発費等に係る会計基準（企業会計審議会） 三及び四  金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 14 号） 第 12 項、<u>第 133 項、第 135 項、第 223 項、第 309 項、第 311 項</u>  法人税法第 33 条第 2 項  法人税法施行令第 68 条  減価償却資産の耐用年数等に関する省令  <u>資産除去債務に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 21 号） 第 9 項、第 27 項</u></p>	<p><b>【関連項目】</b>  会社計算規則第 5 条第 2 項、第 3 項第 2 号、第 153 条第 2 項  企業会計原則 第一・五、注解 3  企業会計原則 第三・五  固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会）  研究開発費等に係る会計基準（企業会計審議会） 三及び四  金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 14 号） 第 12 項、第 135 項、第 223 項、第 311 項  法人税法第 33 条第 2 項  法人税法施行令第 68 条  減価償却資産の耐用年数等に関する省令</p>
<p>[繰延資産]</p> <p><u>40. 繰延資産の定義</u>  繰延資産とは、既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、</p>	<p>[繰延資産]</p> <p><u>39. 繰延資産の定義</u>  同 左</p>

改正指針（平成 29 年 3 月 9 日）	旧指針（平成 28 年 1 月 26 日）
<p>これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用を資産として繰り延べたものをいう。</p> <p><u>41.</u> ～ <u>52.</u> （略）</p>	<p><u>40.</u> ～ <u>51.</u> 同 左</p>
<p>[退職給付債務・退職給付引当金]</p> <p><u>53.</u> 退職給付制度</p> <p>就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあつては、従業員との関係で法的債務を負っていることになるため、<u>第 54 項</u>又は<u>第 55 項</u>による引当金の計上が必要となる。</p> <p><u>54.</u> ～ <u>67.</u> （略）</p>	<p>[退職給付債務・退職給付引当金]</p> <p><u>52.</u> 退職給付制度</p> <p>就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあつては、従業員との関係で法的債務を負っていることになるため、<u>第 53 項</u>又は<u>第 54 項</u>による引当金の計上が必要となる。</p> <p><u>53.</u> ～ <u>66.</u> 同 左</p>
<p>[税効果会計]</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 74 条第 3 項第 1 号々、第 4 号ホ、第 75 条第 2 項第 1 号チ、第 2 号ホ、第 83 条、第 93 条第 1 項第 2 号、第 107 条 税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会） 個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 10 号） <u>繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 26 号）</u></p>	<p>[税効果会計]</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 74 条第 3 項第 1 号々、第 4 号ホ、第 75 条第 2 項第 1 号チ、第 2 号ホ、第 83 条、第 93 条第 1 項第 2 号、第 107 条 税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会） 個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 10 号） <u>繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い（監査委員会報告第 66 号）</u></p>

改正指針（平成 29 年 3 月 9 日）	旧指針（平成 28 年 1 月 26 日）
<p><u>68.</u> ～ <u>71.</u> （略）</p>	<p><u>67.</u> ～ <u>70.</u> 同 左</p>
<p>[純資産]  <u>72.</u> 株主資本等変動計算書</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 表示区分  株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示に従う（第<u>88</u>項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照）。</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 注記事項  株主資本等変動計算書の注記事項については、第<u>88</u>項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照。</p> <p><u>73.</u> ～ <u>89.</u> （略）</p>	<p>[純資産]  <u>71.</u> 株主資本等変動計算書</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 表示区分  株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示に従う（第<u>87</u>項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照）。</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) 同 左</p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) 注記事項  株主資本等変動計算書の注記事項については、第 <u>87</u> 項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照。</p> <p><u>72.</u> ～ <u>88.</u> 同 左</p>
<p>（項目削除）</p>	<p>[今後の検討事項]  <u>89.</u> 資産除去債務</p>

改正指針（平成 29 年 3 月 9 日）	旧指針（平成 28 年 1 月 26 日）
	<p><u>有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じるその有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものは、会社法上、資産除去債務として負債の部に計上しなければならない(会社計算規則第 2 条第 3 項第 56 号、第 75 条第 2 項第 1 号又、同項第 2 号千)。また、企業会計においても「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号）が公表されており、原則として平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されている。本指針における資産除去債務の取扱いについては、今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。</u></p>

以 上